第六　許容応力度

膜材料等の引張りの許容応力度は、次に掲げるものとする。

一　膜材料の引張りの許容応力度は、接合等の状況に応じ、それぞれ次の表の数値によらなければならない。

接合等の状況		(一)		(二)
		接合部のない場合又は接合幅若しくは溶着幅が四十ミリメートル（第二第二項第二号の表の(一)に掲げる膜材料にあっては、七十五ミリメートル）以上の場合		(一)項に掲げる場合以外の場合
		折りたたみを行わない場合	折りたたみを行う場合	
長期に生ずる力に対する引張りの許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）		$\frac{Fm}{80t}$	$\frac{Fm}{80t}$	$\frac{Fm}{100t}$
短期に生ずる力に対する引張りの許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）		$\frac{Fm}{40t}$	$\frac{Fm}{50t}$	$\frac{Fm}{50t}$

この表において、Fm及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Fm　第八に規定する膜材料の各糸方向の基準強度（単位　一センチメートルにつきニュートン）

t　膜材料の厚さ（単位　ミリメートル）

二　膜構造用フィルムの引張りの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。

		積雪時以外		積雪時	
		折りたたみを行わない場合	折りたたみを行う場合	折りたたみを行わない場合	折りたたみを行う場合
長期に生ずる力に対する引張りの許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）		$\frac{F_1}{2}$	$\frac{F_1}{2}$	$\frac{1.4F_1}{2}$	$\frac{1.4F_1}{2}$
短期に生ずる力に対する引張りの許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）		F_1	$\frac{4F_1}{5}$	$\frac{4.5F_1}{5}$	$\frac{3.6F_1}{5}$

第六　許容応力度

一　膜材料の引張りの許容応力度は、接合等の状況に応じ、それぞれ次の表の数値によらなければならない。

接合等の状況		(一)		(二)
		接合部のない場合又は接合幅若しくは溶着幅が四十ミリメートル（第二第二項第二号の表の(一)に掲げる膜材料にあっては、七十五ミリメートル）以上の場合		(一)項に掲げる場合以外の場合
		折りたたみを行わない場合	折りたたみを行う場合	
長期に生ずる力に対する引張りの許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）		$\frac{Fm}{80t}$	$\frac{Fm}{80t}$	$\frac{Fm}{100t}$
短期に生ずる力に対する引張りの許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）		$\frac{Fm}{40t}$	$\frac{Fm}{50t}$	$\frac{Fm}{50t}$

この表において、Fm及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Fm　第八に規定する膜材料の各糸方向の基準強度（単位　一センチメートルにつきニュートン）

t　膜材料の厚さ（単位　ミリメートル）